

令和7年3月議会定例会

東総地区広域市町村圏事務組合議会会議録

令和7年2月19日 開会

令和7年2月19日 閉会

東総地区広域市町村圏事務組合議会

令和7年3月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

令和7年2月19日（水）午後2時開会

日程第 1 開 会

日程第 2 議席の指定

日程第 3 会期の決定

日程第 4 会議録署名議員の指名

日程第 5 議案の上程

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定及び和解について）

議案第2号 令和7年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算について

議案第3号 令和7年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計予算について

議案第4号 令和7年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計予算について

議案第5号 令和6年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第6号 刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第 6 提案理由の説明

日程第 7 議案の補足説明及び議案質疑

日程第 8 一般質問

日程第 9 討論、採決

日程第 10 閉 会

出席議員（9名）

1番	広野恭代君	2番	石上友寛君
3番	石上允康君	4番	飯嶋正利君
5番	宮澤芳雄君	6番	林晴道君
7番	行木光一君	8番	荻谷進一君
9番	武田光由君		

欠席議員

なし

説明のため出席した者

管 理 者	米本弥一郎君
副 管 理 者	宮内康幸君
副 管 理 者	越川信一君
会 計 管 理 者	小澤隆君
事 務 局 長	高橋和宏君
総 務 課 長	崎山博之君
環 境 施 設 課 長	野口能史君
中 継 施 設 課 長	菅野治君
環 境 施 設 課 主 査	鈴木康央君

事務局出席者

書 記	山中健太郎
書 記	根本健太郎

○事務局長（高橋和宏君） 開会の前に事務局からお知らせがあります。本日、事務局の書記の金杉主査なのですが、体調不良のため急遽出席できなくなりましたので、代わりに根本副主査を出席させたいと思います。急な変更で申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。まず、事前に配付させていただきました資料として、議案第1号の専決処分の承認を求めることについて、第2号から第4号の令和7年度予算書、予算の概要及び主要な施策の概要、第5号の一般廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第6号の刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定並びに提出議案の概要説明となります。

次に、本日、席上に配付させていただいた資料として、議事日程、席次表、説明者一覧、一般質問一覧となりますが、配付漏れはございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。以上でございます。

議員紹介

○議長（林 晴道君） それでは、皆様、御参集をいただきまして、大変お疲れ様でございます。

会議に先立ちまして、匝瑳市議会より選出されております組合議員について改選がありましたので、改めて議員を紹介いたします。

行木光一議員、ひと言自席で御挨拶お願いをいたします。

○改選議員（行木光一君） 皆さん、どうもこんにちは。今回よりですね、組合議員に選出されまして、こちらに来るようになりました。ひとつ、よろしく願いいたします。

○議長（林 晴道君） 以上で、紹介を終わります。

日程第1 開会（午後2時）

○議長（林 晴道君） ただいまの出席議員は9名でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、令和7年3月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

説明員として通知のあった者の報告

○議長（林 晴道君） この際、申し上げます。地方自治法第121条第1項の規定により、出席者は、お手元に配付の印刷物により御了承願います。

日程第2 議席の指定

○議長（林 晴道君） 日程第2、議席の指定を行います。

匝瑳市議会会議規則第4条第1項の規定を準用し、議長において、行木光一議員を7番に指定いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（林 晴道君） 続いて日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 晴道君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日限りと決しました。

日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（林 晴道君） 続いて日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

匝瑳市議会会議規則第88条の規定を準用し、議長において、5番、宮澤芳雄議員、8番、荻谷進一議員、この兩名を指名いたします。

会議録署名議員

5番 宮澤 芳雄 議員

8番 荻谷 進一 議員

日程第5 議案の上程

○議長（林 晴道君） 続いて日程第5、議案の上程。

管理者より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第6号までの6議案であります。
なお、配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 晴道君） 配付漏れなしと認めます。

議案第1号から議案第6号までを一括上程し、議題とします。

職員に議案を朗読させます。

総務課長。

○総務課長（崎山博之君） それでは、議案を朗読いたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定及び和解について）

議案第2号 令和7年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算について

議案第3号 令和7年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計
予算について

議案第4号 令和7年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計予算につ
いて

議案第5号 令和6年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算
（第1号）について

議案第6号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につ
いて

以上、議案6件でございます。

日程第6 提案理由の説明

○議長（林 晴道君） 続いて、日程第6、管理者から挨拶を兼ねまして、提案理由の説明を求めま
す。

米本管理者。

○管理者（米本弥一郎君） 本日ここに、令和7年3月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会を
招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、御参集を賜りましたこ
と、心から厚く御礼申し上げます。

本日の定例会に提出いたします議案は、6議案でございます。

ここで、組合事業の近況及び令和7年度の事業方針について御報告させていただきます。

はじめに、職員採用試験合同実施事業でございます。

令和6年度は、構成市を含む4団体の参加により試験を実施いたしました。一般行政職等16職
種の募集に対し、応募者が13職種156名、受験者が132名、採用予定者名簿登載者が43名とい
う結果でございました。今後も、東総地域の次代を担う、有望な人材の確保に向けて努力してま
いりたいと存じます。

次に、職員共同研修事業でございます。

令和6年度は、新任職員研修をはじめとして、初級、中級職員研修、監督者研修など8課程を実
施し、修了者は339名となりました。圏域内職員が公務員として必要な知識の習得に努めるとと

もに、多様化する行政需要に適切に対応する職務能力を養うため、今後も研修事業の充実に取り組みまいります。

次に、中学生海外派遣研修事業でございます。

令和2年度から5年度までにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響で事業を中止としておりましたが、令和6年度は5年ぶりに事業を再開し、圏域内11校から中学2年生21名の生徒の皆さんを、7月23日から5日間の行程でシンガポールへ派遣いたしました。参加した生徒の皆さんが、この貴重な体験をきっかけとして、海外に対する見聞を積極的に広げ、将来この地域を担う人材に育つことを願っております。

次に、銚子連絡道路整備促進事業について申し上げます。

銚子連絡路整備事業の進捗状況は、横芝光町から匝瑳市間の5キロメートルが、令和6年3月に開通したところであります。匝瑳市から旭市間は令和4年4月に事業化され、令和5年度から道路設計や地元を含めた関係機関との調整などが進められており、旭市から銚子市間の八木拡幅工事の旭市側3キロメートルは、早期完成を目指し工事が進められているところであります。今後とも、銚子連絡道路の1日も早い全線開通を目指し、整備促進地区大会をはじめ、国、県、関係機関に対し、強く働きかけをしましてまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、ごみ処理広域化推進事業について申し上げます。

東総地区クリーンセンター及び東総地区最終処分場は、供用開始後、今年度末で4年が経過いたしますが、順調に稼働しており、東総地区のごみを滞りなく計画的に処理することができております。今後も、安全対策を徹底し、施設の安定稼働に努め、安全で安心な施設運営を継続していくための取り組みを進めてまいります。

また、匝瑳中継施設整備につきましては、令和7年1月に旧松山清掃工場解体撤去工事の現場作業に着手いたしましたところでございます。今後も、地元市と皆様の御意見を伺いながら、着実に事業を進めてまいりますので、引き続き、御理解、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、組合事業の近況及び令和7年度の事業方針について御報告させていただきました。

今後も、銚子市、旭市、匝瑳市の更なる連携と協調を図り、共同処理業務を推進し、東総地区の均衡ある発展と振興を目指してまいり所存でありますので、議員皆様方の一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

続いて、本定例会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

本日御審議いただく議案は、6議案でございます。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定及び和解について）でありまして、物損事故による損害賠償について、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第2号から議案第4号は、令和7年度各会計の予算についてでありまして、地方自治法第211条第1項の規定に基づき議会へ提出するものであります。

議案第2号は、令和7年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算についてでありまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,227万8,000円と定めるもので、令和6年度と比較し、309万3,000円の増額となっております。

議案第3号は、令和7年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計予算についてでありまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、1,446万9,000円と定めるもので、令和6年度と比較し、85万7,000円の減額となっております。

議案第4号は、令和7年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計予算についてでありまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億1,917万5,000円と定めるもので、令和6年度と比較し1億5,474万7,000円の増額となっております。

議案第5号は、令和6年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算(第1号)についてでありまして、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、議会へ提出するものであります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ469万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,973万4,000円とするものであります。

議案第6号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでありまして、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに替えて拘禁刑が創設されることとされたことから、関係条例の整理を行うため、所要の改正を行うものです。

以上、御挨拶及び提出議案の提案理由の説明を終了させていただきます。提出議案の詳細につきましては、事務局に補足説明をさせますので、慎重な御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(林 晴道君) 提案理由の説明が終わりました。

日程第7 議案の補足説明及び議案質疑

○議長(林 晴道君) 引き続き、日程第7、議案の補足説明及び議案質疑を行います。

あらかじめ申し添えますが、発言に関しては着席または起立は各自、各々の判断で行っていただいて結構であります。また、質疑の回数は3回までとなっております。質疑については、議案の範囲内として、円滑な議事運営ができますよう御協力をお願いいたします。

はじめに、議案第1号を議題とします。

事務局の補足説明を求めます。

高橋事務局長。

○事務局長(高橋和宏君) それでは、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額の決定及び和解について) 御説明いたします。

議案第1号の3枚目をお開きください。4枚目は参考資料でございます。

事故の概要でございますが、令和6年5月31日午前10時27分頃、匝瑳市八日市場イ2905番地先路上におきまして、ごみ処理手数料の入金を終え、匝瑳中継施設へ帰所するため職員が公用車を運転し、駐車場から片側1車線の前面道路へ右折して進入したところ、左から走行してきた相手方車両と衝突し、公用車と相手方車両がそれぞれ損傷したものでございます。

なお、双方ともに怪我等の人身被害はございませんでした。

和解の内容でございますが、過失割合は、相手方2割、組合8割であり、損害賠償金として36万3,536円を相手方に支払うこと、今後、本件に関しては、双方共、裁判上又は裁判外において、一切異議、請求の申し立てをしないことを確認するものでございます。

議案第1号についての説明は、以上となります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（林 晴道君） 事務局の補足説明が終わりました。質疑を許します。

荻谷進一議員。

○8番（荻谷進一君） 着席のまま失礼します。まあ事故の度合いから言うと、公用車側の方が負担が多いから悪かったということになると思うんですが、示談に至ったことは幸いですけども、広域の車に関する安全管理は誰がやってるのかな。通常であれば安全運転管理者っていうのを設けてあると思うんです。で、私今ふと思ったんだけど、広域に関する車両が、そこは中途半端になってるんじゃないかなって思ったんですけども、いかがでしょうか。答えらんねえか。

○議長（林 晴道君） 荻谷議員の質疑に対する答弁を求めます。

（何事か発言する者あり）

環境施設課長。

○環境施設課長（野口能史君） クリーンセンターと最終処分場に関しましては、それぞれの管理責任者がおりますので、それが車両と職員の運転免許証などを確認しております。当組合の職員につきましても、私が1人ひとり免許証を確認しております。

○議長（林 晴道君） 荻谷進一議員。

○8番（荻谷進一君） 安全運転管理者の環境施設課長がやってるってこと。私、それを聞いているんだよ。だって警察では、車両があった場合は安全運転管理を義務付けられてるわけじゃない。で、今回事故を及ぼしたわけだから、その安全管理義務があるから、それをちゃんとやってるのかって聞いているの。やってないでしょ。

○議長（林 晴道君） 荻谷進一議員の再質疑に対する答弁を求めます。

環境施設課長。

○環境施設課長（野口能史君） 今議員がおっしゃられた点につきましては、私の方はちょっと不注意でやっておりませんでした。

○議長（林 晴道君） 荻谷進一議員。

○8番（荻谷進一君） 私、今ふと思ったんだけど、おそらく中途半端な考えで、この広域に関しては、それが徹底されてなかったってことですよね。やっぱり車両管理運転義務っていうのはあるわけですから、それを管理者、申し訳ないんですけど、再度チェックしていただいて、今後事故が起きれば、起きる前に未然に防げればいいことです。そういう対応を管理者として指示していただけるかどうか、確認だけお願いします。

○議長（林 晴道君） 荻谷進一議員の再々質疑に対する答弁を求めます。

米本管理者。

○管理者（米本弥一郎君） 荻谷議員、大変ありがとうございます。御指摘ももっともでございますので、今後はそういったことがないようにしっかりと指示してまいります。ありがとうございます。

（「よろしくお願ひします。以上です。」と呼ぶ者あり）

○議長（林 晴道君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 晴道君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第1号の質疑を終わります。

次に、議案第2号を議題とします。

事務局の補足説明を求めます。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋和宏君） それでは議案第2号 令和7年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算について、御説明いたします。

冊子の予算書の1ページをお開きください。

この一般会計でございますが、議会費、職員人件費、管理運営費、職員採用試験合同実施事業、監査委員の報酬や旅費等の経費を計上しております。

第1条は、歳入歳出予算の総額を7,227万8,000円と定め、第2条は、一時借入金の限度額を100万円と定めるものでございます。

7ページをお開きください。

歳入予算でございます。

1款1項1目総務費負担金は、構成3市の負担金で、前年度と比較して1,079万3,000円増の6,896万8,000円でございます。この負担金は、負担金条例に基づき、均等割を30パーセント、人口割を70パーセントとし、人口割は、令和2年の国勢調査を基に算出しております。

構成3市の内訳は、説明欄に記載のとおりでございます。

2款1項1目繰越金は、令和6年度からの繰越金として、330万円。

3款1項1目雑入は、職員採用試験において、構成3市のほか参加する一部事務組合の参加費を見込んでおります。

8ページをお開きください。歳出の主な事項を御説明いたします。

1款議会費は、組合議員の報酬や旅費等でございます。

2款総務費です。

1項1目一般管理費は、前年度と比較して337万1,000円増の7,031万9,000円でございます。主な内容としましては、2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、事務局長及び総務課職員の人件費でございます。

7節報償費は、弁護士相談料でございます。

10節需用費は、事務用品等の消耗品費、職員採用試験の案内書印刷費、公用車の燃料費及び修繕料等でございます。

9ページをご覧ください。11節役務費の主なものは、電話、郵便等の通信運搬費と、法律相談した際の鑑定意見書作成料などの手数料でございます。

12節委託料の主なものは、公会計財務書類作成支援業務委託料と、PCB廃電気機器の廃棄処理委託料でございます。

13節使用料及び賃借料の主なものは、財務会計システムの賃貸借料と、令和5年度から導入した給与システムの賃貸借料でございます。

17節備品購入費は、総務課職員が使用しているパソコンを買い替えるための費用等でございます。

18節負担金、補助及び交付金の旭市庁舎管理費負担金169万5,000円は、事務所として借用しているこの旭市役所海上庁舎2階の庁舎利用に係る経費でございます。

なお、1目で一般管理費の前年度比較337万1,000円増の主な理由としては、人件費で2パーセ

ントの地域手当の導入などの人事院勧告の反映、パソコンの買い替え費用、PCB廃電気機器の廃棄物処理委託料、法律相談した際の鑑定意見書作成料などの増によるものでございます。

9ページ下段の、2目企画費は、前年度と比較して3万2,000円減の63万3,000円でございます。

主な内容としましては、毎年3月に発行しております組合広報紙「ふるさと東総」の印刷費、広報紙の新聞折り込み手数料等でございます。前年度比較3万2,000円減の主な理由としては、広報紙の発行部数の減によるものでございます。

次に10ページをお開きください。2款2項1目監査委員費は、監査委員の報酬や旅費等でございます。

3款予備費は、物価高騰への対応経費を含め、前年度と同様100万円を計上してございます。

一般会計の歳入歳出は、ともに前年度と比較して309万3,000円増の7,227万8,000円でございます。

11ページから17ページは、正副管理者、組合議員、組合職員の給与費明細書等になっております。

議案第2号の補足説明は、以上でございます。

○議長（林 晴道君） 事務局の補足説明が終わりました。

質疑を許します。

武田光由議員。

○9番（武田光由君） 改めて確認をさせてください。8ページの報償費、弁護士相談謝礼ということで11万円の計上があります。これはどういった内容のものか、説明をお願いいたします。

○議長（林 晴道君） 武田議員の質疑に対する答弁を求めます。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋和宏君） 環境の最終処分場の不法投棄ごみの損害賠償の相談として、弁護士謝礼を見込んでおります。

○議長（林 晴道君） 武田光由議員。

○9番（武田光由君） 最終処分場のごみの最終の損害賠償の決定に伴う相談料ということで、現在もビニール以外のものは処分されていないという話も伺ってるんですけども、それ以外のものは今どうなったのか、どうなっているのか、確認をさせてください。

○議長（林 晴道君） 武田議員の再質疑に対する答弁を求めます。

環境施設課長。

○環境施設課長（野口能史君） 最終処分場建設地から発見された廃プラスチック類等の不法投棄物につきましては、フレコンバッグに入れ、旭市の管理地に仮置きさせていただいております。今年度に入りまして、廃プラスチック類につきましては、財産処分の許可及び議会の承認を受けた上で、産業廃棄物として東総地区クリーンセンターで焼却しております。

また、そのフレコンバッグ内に残っていた残置物、金属類、瓦れき類の不法投棄物につきましては、この12月から、産廃業者に業務を委託しております、この1月に全て完了しております。

以上です。

○議長（林 晴道君） 武田光由議員。

○9番（武田光由君） これ余談になってしまうのかわかんないんですけど、その廃プラスチック以

外のを最終処分されたということで、これ費用はどの程度かかったのか、確認させてください。また、それを今回の弁護士相談謝礼として入れるものか、その辺のことを具体的に教えてください。

○議長（林 晴道君） 武田議員の再々質疑に対する答弁を求めます。

環境施設課長。

○環境施設課長（野口能史君） 産業廃棄物の処分に関しましては、金額としましては 40 万 2,600 円ほど支出しております。この処理費に関しては、ただいま弁護士と相談しておりまして、今後それ含めるかどうかというのを決めていきたいと存じます。

以上です。

○議長（林 晴道君） ほかに質疑はありませんか。

荻谷進一議員。

○8 番（荻谷進一君） 議案に対して反対してはいないんですけど、1 点確認をお願いしたいんですけど、先ほどの詳細の中で人件費のところの説明がなかったんですけど、一番増えてるのは時間外手当なんですよ。これが異様に増えちゃってて、バランスが一番突出してるんですけど、その理由はどこにありますか。

○議長（林 晴道君） 荻谷議員の質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（崎山博之君） 人件費の増加の原因なんですけども、6 年度から新しくコロナ明けっていうのもありまして、シンガポールの中学生海外派遣事業ですとか始まった関係もありまして、6 年度から人件費のほうは増えております。それを勘案しまして、7 年度についても人件費を増ということで見込ませていただきました。

以上です。

○議長（林 晴道君） 荻谷進一議員。

○8 番（荻谷進一君） じゃ人員が足りないから人件費が増えてるという解釈でいいんですか。

○議長（林 晴道君） 荻谷議員の再々質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（崎山博之君） 今の現状では若干人員が不足してるので、どうしても時間外っていう形で負担がかかっているのは事実でございます。

○議長（林 晴道君） 荻谷進一議員。

○8 番（荻谷進一君） 必要な時間外手当っていうのは、もちろんそれはいいんですけども、私もたまにこっち来たりすると、夜間電気がついてたりとかいろいろな状態がありますね。やっぱり、その事業に適していればいいんですけども、土日とか時間外で出勤してるようなこともあるようですので、無駄は極力ないように、今、各市の負担も増えておりますから、その辺留意をしていただきたいと思いますので、局長、いかがですか。

○議長（林 晴道君） 荻谷議員の再々質疑に対する答弁を求めます。

高橋事務局長

○事務局長（高橋和宏君） 時間外のほうなんですけど、時間外を職員が行う場合に、事前に各課長に申し出てもらって、内容等もこういったことで残業しますっていうのを申告してもらって、その内容が妥当なものとして課長が判断したのちに時間外を認めるというような形で行ってます。

以上です。

(「だから私が言ってるのそうじゃなくて、今後そういう、ちゃんとしてください。対応しますと。答弁もらえますか。」と呼ぶ者あり)

○事務局長(高橋和宏君) そのような体制を作りまして、時間外削減等に努めてまいりたいと思います。

(「お願いします」と呼ぶ者あり)

○議長(林 晴道君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 晴道君) 質疑なしと認めます。

以上で議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号を議題とします。

事務局の補足説明を求めます。

高橋事務局長。

○事務局長(高橋和宏君) それでは、議案第3号 令和7年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計予算について、御説明いたします。

資料はそのままお使いください。

予算書の19ページをお開きください。

この特別会計は、東総地区ふるさと市町村圏基金を財源に、職員共同研修事業、中学生海外派遣研修事業、銚子連絡道路整備促進事業の経費を計上しております。

なお、中学生海外派遣研修事業につきましては、令和2年度から令和5年度まで新型コロナウイルス感染症の影響により中止としていたところですが、令和6年度から事業を再開いたしました。

第1条は、歳入歳出予算の総額を1,446万9,000円と定めるものでございます。

25ページをお開きください。

歳入予算でございます。

2款1項1目ふるさと市町村圏基金繰入金は、各種事業の財源に充てるために基金を取り崩すもので、前年度と比較して443万3,000円減の791万2,000円でございます。

3款1項1目繰越金は、令和6年度からの繰越金として447万7,000円。

4款1項1目雑入は、中学生海外派遣研修に係る参加生徒26名分の参加費用208万円を見込んでおります。

26ページをお開きください。

歳出予算の主な事項を御説明いたします。

1款1項1目ふるさと振興費は、1,346万9,000円で、主な内容でございますが、8節旅費は、中学生海外派遣研修の参加生徒及び指導団員等33名分の渡航費、並びに職員共同研修の講師旅費等でございます。

11節役務費は、中学生海外派遣研修の海外旅行保険料等でございます。

12節委託料は、職員共同研修の講義委託料でございます。

18節負担金、補助及び交付金は、山武・東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟会への負担金でございます。

2款予備費は、中学生海外派遣研修において、今後、渡航費や現地物価高騰などの不測の事態へ

の対応経費を含め、100万円を計上してございます。

東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計の歳入歳出は、ともに前年度と比較して85万7,000円減の1,446万9,000円でございます。

議案第3号の補足説明は、以上でございます。

○議長（林 晴道君） 事務局の補足説明が終わりました。

質疑を許します。

石上友寛議員。

○2番（石上友寛君） 中学生海外派遣研修事業に関して質問をさせていただきます。主要施策の概要をですね、3ページ参考にさせていただいてるんですけども、一般財源のほか、特定財源では基金の繰り入れと、諸収入で200万円ほどございますけれども、こちらの内容についてお伺いしたいのと、現在の基金の状況と今後の海外派遣事業に関しての見通し、おわかりになる範囲で構いませんのでお答えいただければと思います。

○議長（林 晴道君） 石上議員の質疑に対する答弁を求めます。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋和宏君） 25ページを見ていただきたいんですが、諸収入、雑入のところでは208万円の根拠なんですけど、参加生徒一人8万円で、26名分の参加費をみております。他の経費として繰入金791万2,000円なんですけども、ふるさと基金は取り崩しまして、令和7年度をもって0円となる予定でございます。8年度からはふるさと基金が0円となりますので、今後ですね、東総地区ふるさと市町村圏事業として行っている事業は、共同職員研修事業、中学生海外派遣研修事業、銚子連絡道路整備促進事業等、組合の重要な主要事業でありますので、令和7年度において現在の各事業を継続して実施していくべきかどうか、関係市の担当課と、あと正副管理者と検討しまして、執行部としての方針をまとめまして、令和7年度にお諮りしたいと考えております。

○議長（林 晴道君） 石上友寛議員。

○2番（石上友寛君） ありがとうございます。やはりですね、この中学生海外派遣研修事業は非常に重要な事業だと理解しております。子供たちのかなり良い経験にもなりますので、継続していきたいように、例えば何かこう収入になるような部分、基金を増やせるような形で考えていただければと思います。我々もですね、そのような部分で継続できるような何か案がないか、調査研究したいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（林 晴道君） 荻谷進一議員。

○8番（荻谷進一君） 議案は反対しませんけども、前の議会でも私、何度か管理者に申し上げたと思うんですけども、こういう事業が来年議会で諮る前に管理者同士では、そういう話をされたのかどうか、今までちゃんと。それをちょっと確認させてください。

○議長（林 晴道君） 荻谷議員の質疑に対する答弁を求めます。

米本管理者。

○管理者（米本弥一郎君） 御質問ありがとうございます。正副管理者間では、現在、中学校の統廃再編が進んでいる市と、そうでない市でその市の参加生徒数が大きく異なっている。で、そういったことで負担の仕方、今後は考えていかなければいけないよねと、基本的には継続する方向で

どのように負担をしていきたいと思いますか、という相談はしてございます。

以上です。

○8番（苅谷進一君） 今、石上議員への局長の回答によると、来年以降諮ろうかということですよ。だけど、管理者同士では事業は継続するけど、負担の中身をどうするかということですよ。そうすると、言ってることが矛盾してるんですよ、申し訳ないんだけど。私が言ってるのは、管理者も理解してるとおり、非常に理解のある事業だから継続したいというのは私の質問の中でも前から答弁されてたことですから、この事業に関して議会も反対することはないと思うんで。あとやり方と支出のとこと。1人でも多く行きたいっていう人はいらっしゃると思うんですよ。だけどまあ、言い方悪いけど、偏りが、ある程度学校の先生が決めちゃってるし、そういうこともなくですね、公募で不公平もなく、負担はある程度持った中で事業の継続ができるように、早めに局長、ちょっとこれは全協でもなんでも管理者間での統一を持って提案していただかないと、はい出ました、すぐ決めますでは、これしょうないと思うんですよ。議員の皆さんもそうだと思うんですけど、その点、管理者に聞くのは酷ですので、局長として配慮していただけるかどうか、ここで確認をお願いします。

○議長（林 晴道君） 苅谷議員の再質疑に対する答弁を求めます。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋和宏君） 私の言葉がちょっと足らなかったんですが、正副管理者には6年度中から存続について御相談申し上げてまして、内部では検討してまして、令和7年度に入りましたらもう少し詳しく検討するというような形になっております。

あと補足なんですけども、ふるさと基金がなくなってしまうので、この事業、ふるさと事業のほうを一般会計のほうに繰り入れられないかというようなことも併せて、7年度中に御相談することとなっております。

以上でございます。

○議長（林 晴道君） 苅谷進一議員。

○8番（苅谷進一君） 私も長いんでね、よくわかってるんだけど、元々基金だったから、その基金の中でやろうかっていうこの事業を始めたわけなんで、実際ね。一般会計に繰り入れたって別に問題はないわけですよ。基金があったからそういう形でやったのが、この歴史なんですよ。

だから、私が基金がなくなるんだから早くどうするんだって、米本管理者に再三言ってたわけですよ。だから、それは論議してるということであれば、いわゆる高規格道路の誘致とか、そういう事業も一般会計ではできないことはないと思うんですね。これ、事業上。そういうのを早めに統合するなら統合するって案をこれ1回提出されたら、はいそうですかっていかないよ。

だから、例えばこういうタイミングの時、本来であれば、今日はないけども、全協でこういうことがあるんですけど、一度お考えを聞いて集約したいとか、そういうふうに関後持ってってもらいたいと思いますので、管理者、よろしくをお願いします。

（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（林 晴道君） 回答は結構ですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 晴道君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号を議題とします。

事務局の補足説明を求めます。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋和宏君） それでは、議案第4号 令和7年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計予算について、御説明いたします。

予算書の27ページをお開きください。

この特別会計でございますが、ごみ処理広域化推進事業に係る人件費や施設の管理運営、整備等に係る経費を計上しております。

第1条は、歳入歳出予算の総額を21億1,917万5,000円と定め、第2条は、一時借入金の限度額を100万円と定めるものでございます。

33ページをお開きください。

歳入予算について、御説明いたします。

1款1項1目衛生費負担金は、構成3市の負担金で、前年度と比較して1億5,436万8,000円増の13億9,175万7,000円でございます。負担金の内訳は、施設の管理運営費に係る負担金が10億1,382万5,000円。施設の建設費に係る負担金が3億7,793万2,000円でございます。この負担金に係る関係市の内訳は、説明欄に記載のとおりでございます。負担金条例に基づき算出しております。

歳入の主な項目をお読みします。

2款2項1目清掃手数料は、施設への搬入ごみの手数料で、前年度と比較して1,182万8,000円減の3億5,622万8,000円を見込んでおります。

3款1項1目衛生費国庫補助金は、匝瑳中継施設に係る循環型社会形成推進交付金を見込んでおります。

5款1項1目繰越金は、1,000万円を見込んでおります。

34ページをお開きください。

6款1項1目雑入は、東総地区クリーンセンターにおいて、焼却に伴う余熱を利用して発電した電力の売電収入配分金、またペットボトルや缶などの資源化物の売払収入等を見込んでおります。

35ページを御覧ください。

歳出予算について御説明いたします。

1款1項1目清掃総務費は、職員の人件費や公用車に係る経費など、ごみ処理全体に係る総務的な経費で、前年度と比較して122万9,000円減の7,749万7,000円でございます。

主な内容としまして、1節報酬費の一部と2節給料、3節職員手当等、4節共済費、8節旅費の一部は、東総地区クリーンセンター及び旭市役所海上庁舎において業務に従事する環境施設課及び中継施設課職員の人件費でございます。

36ページをお開きください。

2目ごみ処理費は、旭市及び匝瑳市の中継施設から、東総地区クリーンセンターまでの運搬業務に係る経費で、前年度と比較して883万9,000円増の1億9,166万2,000円でございます。

主な内容といたしまして、12節委託料のごみ積替運搬業務は、旭市と匝瑳市の中継施設から、東総地区クリーンセンターまでの積替運搬業務を実施するものでございます。

また、資源ごみ運搬処理業務は、匝瑳市が委託するステーション収集で集められた資源ごみの仕分けや、一時貯留した場所から東総地区クリーンセンター等への運搬業務を実施するものでございます。

18 節負担金、補助及び交付金は、関係市が実施するステーション収集業務に関わる経費について、搬入先を以前の既存ごみ処理施設とした場合と、東総地区クリーンセンターとした場合の距離の経費差額分を、組合から関係市に対して支出する負担金等でございます。

なお、2 目ごみ処理費の前年度比 883 万 9,000 円増の主な理由としては、この収集費用差額分負担金の 768 万 1,000 円増によるものでございます。

3 目塵芥処理施設管理費は、東総地区クリーンセンターの管理運営等に係る経費で、前年度と比較して、2,911 万 4,000 円増の 11 億 1,238 万 5,000 円でございます。

主な内容としまして、12 節委託料の管理運営業務は、東総地区クリーンセンターの管理運営を民間事業者へ委託し、実施しているものでございます。

管理運営モニタリング業務は、施設の管理運営業務が、要求水準どおりに実施されているかどうか、業務の実施内容について客観的な評価等をコンサルタントに委託し、実施するものでございます。

有害ごみ等の処理業務は、蛍光灯及び廃電池、スプレー缶等の処理困難物の処分を外部に委託し、実施するものでございます。

18 節負担金、補助及び交付金は、東総地区広域ごみ処理施設の建設及び稼働に係る協定書に基づき、東総地区クリーンセンター周辺の 16 町内会に対して、施設周辺における地域住民の融和及び地域コミュニティの醸成の促進ほか、生活環境の保全及び地域環境の美化に関する活動支援などを目的として、年額合計 1,000 万円を支給するものでございます。

なお、3 目塵芥処理施設管理費の前年度比較 2,911 万 4,000 円増の主な理由としては、東総地区クリーンセンターの管理運営業務委託料 2,434 万 1,000 円増によるものです。

37 ページを御覧ください。

4 目最終処分場管理費は、東総地区最終処分場の管理運営に係る経費で、前年度と比較して、100 万 4,000 円増の 1 億 771 万 3,000 円でございます。

主な内容としまして、12 節委託料の管理運営業務は、東総地区最終処分場の管理運営を民間事業者へ委託し、実施しているものでございます。

管理運営モニタリング業務は、最終処分場の管理運営業務が、要求水準どおりに実施されているかどうか、業務の実施内容等について客観的な評価等をコンサルタントに委託し、実施するものでございます。

副生塩処分業務は、最終処分場の浸出水処理施設の脱塩処理工程において排出される副生塩の処分を外部委託し、実施するものでございます。

18 節負担金、補助及び交付金は、東総地区最終処分場の建設及び稼働に係る協定書に基づき、最終処分場の地元の銚子市森戸町内会に対して、地域住民の融和及び地域コミュニティの醸成の促進ほか、地域環境の保全及び増進に配慮するための地元貢献策として、年額合計 300 万円を支給するものでございます。

5 目中継施設管理費は、旭及び匝瑳中継施設の管理運営等に係る経費で、前年度と比較して 1,855 万 9,000 円増の 1 億 1,478 万 4,000 円でございます。

主な内容としまして、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、8節旅費は、旭及び匠瑳中継施設において業務に従事する職員及び会計年度任用職員の人件費でございます。

38 ページをお開きください。

12 節委託料の主な業務委託の内容としまして、一般廃棄物等計量業務委託料は、旭中継施設において、ごみ処理手数料の徴収を含む、受付業務を実施するものでございます。粗大ごみ等積載業務委託料は、旭及び匠瑳中継施設において、搬入者の誘導や一般廃棄物の仕分作業等、匠瑳中継施設に搬入されるごみの選別や積込み業務等を実施するものでございます。

なお、5目中継施設管理費の、前年度比較1,855万9,000円増の主な理由としては、1節報酬から8節旅費までの職員の給料等の727万4,000円の増と、粗大ごみ積載業務委託料806万2,000円増によるものです。

続きまして、1款2項1目施設建設費は、中継施設整備等に係る経費で、前年度と比較して9,846万円増の5億513万4,000円でございます。

主な内容としまして、12節委託料及び14節工事請負費は、令和6年度からの継続費を設定して実施しております、旧松山清掃工場解体撤去工事等に係る経費でございます。

また、18節負担金、補助及び交付金は、銚子市の既存ごみ処理施設解体撤去に係る経費のうち、交付金等を差し引いた実質負担額について、実施主体となる銚子市に負担金として支払うものでございます。

なお、1款2項1目施設建設費の前年度比較9,846万円増の主な理由としては、12節委託料や14節工事請負費のうち、匠瑳中継施設の仮設事務所整備に関する事業など、令和6年度単年度で実施した経費が、全額減額となるものの、7年度継続費で実施します、匠瑳中継施設に関する事業費や銚子市への負担金は、増額となりますので、総額で9,846万円増によるものです。

一般廃棄物処理事業特別会計の歳入歳出は、ともに前年度と比較して1億5,474万7,000円増の21億1,917万5,000円でございます。

39 ページから47 ページまでは、廃棄物減量等推進審議会委員、環境施設課及び中継施設課職員、会計年度任用職員の給与費明細書等でございます。

48 ページは、継続費に関する調書でございます。

49 ページは、債務負担行為に関する調書でございます。

議案第4号につきまして、説明は以上となります。

よろしく願いいたします。

○議長（林 晴道君） 事務局の補足説明が終わりました。

会議は途中ですが、ここで午後3時15分まで休憩といたします。

午後3時09分 休憩

午後3時15分 再開

○議長（林 晴道君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第4号について、事務局の補足説明が終わりました。

質疑を許します。

武田光由議員。

○9番（武田光由君） 確認をさせていただきます。36 ページに塵芥処理施設管理費で10億7,400万円、管理運営モニタリング業務委託料508万2,000円とですね、最終処分場管理費で、管理運営業務委託料が8,700万円で、運営管理モニタリング業務委託料の委託料の件なんですけども、塵芥処理施設約10億円の施設の運営管理費に対して約500万円の運営管理モニタリング料で、最終処分場につきましては、8,700万円の運営管理委託料に対して870万円、約10パーセントのモニタリング委託料がかかっています。施設の大きさからして、その違い、何をどうやってこれだけの運営業務委託料に、モニタリング委託料になってしまっているのか。具体的な説明、根拠についてお願いします。

○議長（林 晴道君） 武田議員の質疑に対する答弁を求めます。

環境施設課長。

○環境施設課長（野口能史君） 東総地区クリーンセンターの最終処分場に関わる管理運営モニタリング業務についてなんですけど、こちらは通常の運営モニタリング実施を監視していただくという業務をお願いしております。内容としましては、適時会議に参加していただいて、専門家的見地から助言をいただいたり、また事業者が提出する請求書や計画書、そういったものの適正化などをチェックしていただいております。

今回、最終処分場のほうの管理運営モニタリング委託料がちょっと前年度より高額なのは、今回、最終処分場の管理運営業務委託が令和7年度末で5年間契約の満期を迎えますので、令和8年度以降に向けた契約事務の一環としてコンサルに委託する業務として、仕様書の確認や助言、設計金額統制の検討、助言、支払い条件などの見直しを予定しております。その分、最終処分場のほうが上乗せ的にコンサル料が増加になっております。

以上です。

○議長（林 晴道君） 武田光由議員。

○9番（武田光由君） 私、聞いているのは、業務内容がどう違うんだ、5年間の業務契約が切れて、それで更新のためのものが上乗せになってるよって話ではなくて、施設に対してこれだけのモニタリング料の違いが発生してるわけですから、何をどのような形で、業務が違うのは、それで、これだけの金額になってしまう、例えばモニタリング、例えば水質検査を、クリーンセンターは5箇所で行っているものを塵芥施設、最終処分場はで1箇所だよ、だとか、同じ数だけやっているとだよとか、業務の内容についてどうなんだということを確認させてください。最終処分場では、最終的にはかなりの委託料も多いわけですから、その辺、なぜ多いのかわかるように説明をお願いいたします。

○議長（林 晴道君） 武田議員の再質疑に対する答弁を求めます。

環境施設課長。

○環境施設課長（野口能史君） では、お答えいたします。通常のモニタリング業務につきましては、最終処分場等と東総地区クリーンセンターにおいて行われている内容については、それほど違いはございません。

今回、通常業務としましては、繰り返しになりますが、それぞれで運営事業者の運営状況などのチェック、またはその計画などが妥当かどうか、日々薬剤等を使っておりますので、それに対する使用が適正かどうかなど、専門的な見地から助言をいただいております。

最終処分場の方がなぜ金額が上乘せになってるかと申しますと、先ほど申しました通り、8年度以降の契約に向けてコンサルにこの委託をしてですね、契約に向けたその仕様書の確認……

(「業務の違いを教えてくださいよ」と呼ぶ者あり)

○環境施設課長(野口能史君) 失礼しました。基本的には、東総地区クリーンセンターと最終処分場で行われている業務の内容つきまして、コンサルモニタリング業務の内容については違いはございません。運営事業者に対する事業の内容が適正かどうか、というのを専門的な見地から会議等で、また書類等でチェックしていただいております。

○議長(林 晴道君) 武田光由議員。

○9番(武田光由君) 業務は同じで、これだけの施設の違いがあつて、金額のこの、違いがなぜこれだけ発生してるのかっていうのを聞いてるんですけど。業務は同じで、なんでこれ違うんですか。違いを教えてくださいって言うんですけど、違いがない、金額で違いがあるように書かれている。だったら同じ金額でいいんじゃないですかって話にもなってしまうんで。その辺具体的に教えてください、

○議長(林 晴道君) 武田議員の再々質疑に対する答弁を求めます。

(「議長、暫時休憩。ちょっと暫時休憩しよう」と呼ぶ者あり)

○議長(林 晴道君) 暫時休憩いたします。各自自席でお待ちください。

午後3時22分 休憩

午後3時25分 再開

○議長(林 晴道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、武田議員の再々質疑に対する答弁を求めます。

環境施設課長。

○環境施設課長(野口能史君) 先ほどの議員の御質問なんですが、ただいま手持ちに詳細な金額を把握するものがございませんので、後日、資料を作成しまして提示させていただければと存じます。

以上です。

○議長(林 晴道君) ほかに回答できる者はございませんか。今日このまま採決までにわかる人いたら本当に手を挙げていただかないと。

採決後日に回せませんのでお願いしたいのですが。

(「議案には議長反対するような……」と呼ぶ者あり)

(「会計管理者から一言言ってもらえれば」と呼ぶ者あり)

(「小澤さん」と呼ぶ者あり)

○議長(林 晴道君) 小澤会計管理者。

(何か発言する者あり)

○会計管理者(小澤 隆君) 本件に関しましては、後ほど確認して回答させていただきます。

○議長(林 晴道君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（林 晴道君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号を議題といたします。

事務局の補足説明を求めます。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋和宏君） それでは、議案第5号 令和6年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

資料はA4横の補正予算と書いてあるものです。

それでは、議案第5号補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ469万4,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ19億5,973万4,000円と定めるものでございます。

4ページをお開きください。

歳入でございます。

1款1項1目衛生費負担金は、3,214万1,000円減額で、補正後の額は、12億524万8,000円でございます。関係市からの負担金のうち、管理運営費分は2,744万7,000円の減で、建設費分は469万4,000円の減となります。

5款1項1目繰越金は、前年度の決算を踏まえまして、2,344万2,000円増額し、補正後の予算額は3,250万2,000円でございます。

6款1項1目雑入は、消費税及び地方消費税に還付金が生じたことから、400万5,000円増額し、補正後の予算額は2億5,615万3,000円でございます。

5ページをお開きください。

歳出でございます。

1款2項1目施設建設費は、469万4,000円減額で、補正後の額は、4億198万円でございます。補正の内容は、18節の負担金、補助及び交付金に計上しておりました、銚子市既存ごみ処理施設解体撤去費負担金について、令和5年度に解体撤去に関する事業が終了し、確定した総事業費に基づいて再度算出した結果、減額となるものでございます。

議案第5号についての説明は、以上となります。

よろしく願いいたします。

○議長（林 晴道君） 事務局の補足説明が終わりました。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 晴道君） ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 晴道君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号を議題とします。

事務局の補足説明を求めます。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋和宏君） それでは、議案第6号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係

条例の整備に関する条例の制定について、御説明いたします。

本案は、刑法等の一部を改正する法律、令和4年法律第67号の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに替えて拘禁刑が創設されることとされたことから、当組合の関係条例の整備を行うため、所要の改正を行うものです。

議案3枚目の新旧対照表を御覧ください。

本案による改正対象となる条例は6件あります。

1ページ、東総地区広域市町村圏事務組合情報公開条例について、その罰則規定中、懲役を拘禁刑に改めるものです。

次の2ページから6ページまで、いずれも同様の改正内容となります。

2ページが当組合行政不服審査会条例、3ページが当組合法務嘱託員の任用等に関する条例、4ページが当組合個人情報保護法施行条例、5ページ、当組合個人情報保護審査会条例、6ページ、当組合議会個人情報保護条例について、それぞれ罰則規定中、懲役を拘禁刑に改めるものでございます。

なお、法律の施行日が令和7年6月1日とされたことから、本案の施行日も令和7年6月1日としております。

また、条例施行日前の行為の処罰については、改正前の条例の規定を適用する必要があることから、当該条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によることとする旨、併せて経過措置を規定しております。

議案第6号の補足説明は、以上でございます。

○議長（林 晴道君） 事務局の補足説明が終わりました。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 晴道君） ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 晴道君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第6号の質疑を終わります。

これにて、議案質疑を終結いたします。

日程第8 一般質問

○議長（林 晴道君） 続いて、日程第8、一般質問を行います。

あらかじめ申し添えますが、一般質問の発言時間は答弁時間を含めて60分となっております。執行部には、簡潔明瞭な答弁に努められますよう御協力をお願いいたします。

なお、一般質問の方法ではありますが、順番は、石上友寛議員、次に、荻谷進一議員であります。

初回総括質問、再質問からは一問一答制による一般質問との通告を受けておりますので、ここで申し添えさせていただきます。

それでは、通告により、順次質問を許します。

初めに、石上友寛議員。

石上友寛議員。

○2番（石上友寛君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

質問事項は、匝瑳中継施設における土壌汚染調査の報告についてです。

組合が進めるごみ処理広域化事業について、1月中旬、匝瑳中継施設、旧松山清掃工場において、敷地を対象とした土壌汚染状況調査を実施したところ、調査対象地の一部が環境基準値に不適合であるという速報を受けました。

調査結果では、各種特定有害物質について基準不適合区画がいくつかあったこと、また、その時点での状況では、結果を受けて、基準不適合地点における汚染深度及び地下水の状況を確認する詳細調査を行うため、委託業者と計画内容の調整をしており、詳細調査の実施に係る千葉県との協議を早急に行うこと等をお知らせいただきました。

報告について、以下、質問をさせていただきます。

1点目。土壌汚染状況調査について、速報段階における調査内容はどのようなものであったか伺います。

2点目。速報後、現在までの状況について、何か進展はあったのか伺います。

3点目。今後の対応について、土壌汚染対策法など関係法令に基づいた対応、流れについて伺いをいたします。

質問は以上です。

○議長（林 晴道君） 石上友寛議員の一般質問に対する答弁を求めます。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋和宏君） それでは、匝瑳中継施設における土壌汚染状況調査の報告についてお答えします。

まず、調査内容についてです。はじめに、今回の調査につきましては、旧松山清掃工場の解体撤去工事の実施に際しまして、地盤の掘削などによります土地の形質の変更面積が3,000平方メートル以上となるため、土壌汚染対策法第4条第1項の規定による土地の形質の変更届を千葉県へ提出いたしますが、同法第4条第2項の規定により、事前に土壌汚染状況調査を実施し、その結果をその届出書に併せて提出することができますので、そうしますと、届出後の調査結果の審査期間が短縮できるため、先行して土壌汚染状況調査を実施いたしました。

調査内容についてですが、令和5年度に実施しました旧松山清掃工場の敷地の地歴調査において、汚染の恐れがある範囲と調査対象物質が示されておりましたので、既存資料の調査と現地調査によって調査位置を特定し、土壌汚染対策法で指定されております特定有害物質のうち、重金属などの第二種、農薬などの第三種特定有害物質を対象に、深さ50センチまでの土壌を採取しまして、土壌に含まれます土壌含有量と土壌から水に溶け出す土壌溶出量を測定いたします。

また、ダイオキシン類対策特別措置法で指定されておりますダイオキシン類は、深さ5センチの土壌を採取しまして測定するものでございます。

調査の結果、第二種特定有害物質は67区画中14区画、ダイオキシン類は21区画中4区画が基準不適合でありました。

なお、農薬などの第三種特定有害物質は、67区画中に基準不適合区画は確認されませんでした。

続きまして、2番目の速報後、現在までの状況について御説明いたします。

速報後、追加調査を行っておりまして、地下水の状況と深さの方向での特定有害物質及びダイオキシン類の調査となりますが、調査内容については、千葉県と協議を行いまして調査を今実施しております。

調査のほうは、現地での作業は終了しております、現在は採取しました土壌について委託業者が測定中でありまして、測定が終了しましたら調査会社より一次報告を受ける予定となっております。

また、先ほど申し上げました土地の形質の変更届では、土壌汚染状況調査の結果と併せて千葉県へ提出してるところであります、今回、追加調査で調査結果の審査の参考資料とするため、現在行っております調査の結果も、千葉県へ随時報告することとしております。

一番肝心の、今後の対応についてお答えいたします。

土地の利用状況や地下水の状況などの調査結果を踏まえまして、千葉県が審査を行うこととなりますが、健康被害が生ずる恐れの有無により、恐れがある場合は要措置区域、恐れがない場合は形質変更時要届出区域のいずれかに指定されることが見込まれております。

要措置区域になった場合は、土壌汚染に対する措置が求められまして、地下水の水質測定や汚染の除去、汚染の封じ込めなど、土壌汚染対策法で規定されている措置を計画し、実施をする必要が生じます。

次に、形質変更時要届出区域となった場合は、そのような措置は求められませんが、工事の際は事前に届出を提出し、汚染を拡大させない施工方法で工事を行っていくこととなります。

なお、土壌汚染がなかった範囲は審査の対象外となりまして、工事を実施することが可能となります。

組合としましては、今後の事業を円滑に進めていくため、規定される区域に応じて適切な対応を図っていくとともに、関係法令等に基づきまして厳正に対処してまいりたいと考えております。

以上となります。

○議長（林 晴道君） 石上友寛議員。

○2番（石上友寛君） 答弁ありがとうございました。まず、その調査内容について把握ができました。

現在ですね、その詳細調査という、追加調査を行っている。実際、調査は終了とのことですが、今その報告をというような形だとは思いますが、こちらですね、詳細調査の報告も含めまして、スケジュール的にはいつ頃おわかりになるのかどうかというのは把握されておりますか。

○議長（林 晴道君） 石上議員の質問に対し答弁を求めます。

中継施設課長。

○中継施設課長（菅野 治君） ただいまの御質問にお答えいたします。

調査会社からの連絡によりますと、3月上旬から3月中旬頃には一次報告が流れてくるということになっております。

以上です。

○議長（林 晴道君） 石上友寛議員。

○2番（石上友寛君） ありがとうございます。そうしますと、3月上旬ぐらいに分かって、県に報告、で指示を仰ぐような形でしょうか。そうしますと、まだその汚染の状況で除去をするとか土地の形質変更かどうかというのはまだわからないと解釈してよろしいですか。

○議長（林 晴道君） 石上議員の質問に対し答弁を求めます。

中継施設課長。

○中継施設課長（菅野 治君） 議員おっしゃられたとおり、審査結果が出るまでは今のところわからない状態でございます。

以上です。

○議長（林 晴道君） 石上友寛議員。

○2番（石上友寛君） わかりました。そのまま対応に関しましては、局長おっしゃられたとおり、適切な対応を取っていただければと思います。

追加でですね、質問をさせていただきたいんですけども、土壤汚染対策法の関係資料によりますと、その情報伝達等で、リスクコミュニケーションに関する対応ですね、地域住民への説明とか、その地域の住民、また市民に対する説明、このようなものはどうお考えになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（林 晴道君） 石上議員の質問に対し答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（高橋和宏君） 施設の周辺地区への対応につきましては、調査に関しますこれからの情報と今後の方向性が明らかになりましたら、最終的な調査結果とともに地元周辺地区民に説明をさせていただくこととしております。

その前にですね、匝瑳市の関係各課と事前に協議を行いまして、調査終了後の適切な時期に行つてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（林 晴道君） 石上友寛議員。

○2番（石上友寛君） わかりました。こちらのですね市民への説明、もちろん丁寧にやっていたきたいんですけども、こちらに関して、例えば県との協議等はする予定でしょうか、あるんでしょうか。

○議長（林 晴道君） 石上議員の質問に対し答弁を求めます。

中継施設課長。

○中継施設課長（菅野 治君） 住民のほうに説明そのものに対しては県のほうとの協議を進めない可能性はあるんですけども、ただあの、考え方ですとか細かい内容については、事前に協議をして、内容確認して、正確な情報ごとに地元のほうに説明したいと考えております。

以上です。

○議長（林 晴道君） 石上友寛議員。

○2番（石上友寛君） できるだけ丁寧な対応を取っていただきたいと思います。

このですね、該当市、該当地域、まあ匝瑳市でございますけれども、事務局、組合全体でですね、情報共有、意思疎通のほうは取れてるのか。副管理者匝瑳市長、お伺いをしてもよろしいですか。

○議長（林 晴道君） 石上議員の質問に対し答弁を求めます。

宮内副管理者。

○副管理者（宮内康幸君） それではお答えいたします。管理者会議等でもその辺の情報共有はしっかりと図りながら適時報告を受け、そして対応を図っているところであります。

○議長（林 晴道君） 石上友寛議員。

○2番（石上友寛君） 重ね重ねですけども、地域住民への丁寧な説明、対応のほうをどうぞよろしくお願ひいたします。

最後、1点ですね、質問を追加でさせていただきますけれども、今後のですね、匝瑳中継施設の整備スケジュールへの影響ですね、こちらに関しまして、おわかりになる範囲でお伺いをさせていただければと思います。

○議長（林 晴道君） 石上議員の質問に対し答弁を求めます。

中継施設課長。

○中継施設課長（菅野 治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに要措置区域の指定を受けますと、形質変更時要届出区域に指定されるような手続きに日数を要すると千葉県から説明を受けております。ただ、現時点で具体的にこれは難しいところなので、明確に何日かかるっていうところは明言されていない状況でございます。

ただ、いずれかの区域に指定されましても、今審査を行ってる千葉県と連絡調整を、円滑に進めまして、解体撤去工事の施工業者ですとか施工管理業務を行っている業者との協議を密に行いながら、まずは解体工事を予定通り完成させることを目標に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（林 晴道君） 石上友寛議員。

○2番（石上友寛君） 答弁ありがとうございます。匝瑳の解体が終わりまして、中継施設の整備があって、その後、旭市の中継施設整備も控えておりますので、なるべくスムーズな対応をしていただければとは思いますが、こればかりはまだ結果、指導等がどのようなかたちになるのかわからないので、我々のほうにですね、その辺の情報に関しては随時、御報告のほうをいただければと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わりにします。ありがとうございます。

○議長（林 晴道君） 石上友寛議員の一般質問を打ち切ります。

次に、荻谷進一議員。

荻谷進一議員。

○8番（荻谷進一君） それでは、一般質問をお許しいただきましたので、質問させていただきます。

まず初めにですね、広域ごみ処理施設の運営及び管理についてお伺いいたします。

まず、運営コストに関してなんですが、非常に最近高くなってきているという、これは管理者、副管理者も心配の面がおりかなと思います。

ましてや、物価高騰の中で、随時その加算額があるわけでございますが、それにしても、先ほど来もちょっと最終処分場の件でありましたように、コストもあまりにも不透明感がある、そういう中で、今後この管理をですね、どのようにコスト管理をね、先ほど管理を管理会社に任せるとか、そういうことをやってるわけですけども、我々議員もですね、コスト管理についてやっていかなきゃならないんじゃないかと思うわけであります。その点、コストが、どのようにこう管理していくかを改めてお示しいただきたいと思います。

次に、今回鳥インフルエンザが報告ありました。議会でも今回、資料を付随して出してるとおり、銚子市、旭市はじめ匝瑳市3市で膨大な量の養鶏を処理したわけでありまして、まあコストにつきましては、県が国と予算を組んでいただいていると思いますけども、それによって施設の管理運営にあたる業者等ですね、疲弊等を考えまして、実際その辺のロスはないのか、当施設に対するですね。その辺がないのかの確認1点と、これだけのものを燃してるとですね、そろそろ定修、分かるかな、定期修理が、及ぼす時期も来てる中で、一部、その炉のですね、補修に対する

コストって一番かかるんですよね、焼却炉ですとか。ましてやシャフト炉はそこはかかるので、その辺はこの来年度予算にも入っていなかったわけですけども、実際、今、炉の状況とかも含めて、膨大な費用を發してくるわけでありますから、その辺がどうなってるのかをお知らせいただきたいと思います。

次に、中継施設について。まず初めに、松山施設につきましては、先ほど石上議員より膨大な質問の中で、匝瑳市のことを心配していただいていることに感謝を申し上げながら質問をしたいわけですが、聞くところによると、実はここにいらっしゃる行木議長が地元議員でございまして、水の管理につきましては前から注視していただいているところでもあります。ですから、地元の説明につきましては石上議員が心配されていることも多々ありますけども、行木議長もおりますので、匝瑳市の場合はそういう体制は整ってると私は思うところでもあります。

その辺、副管理者である宮内市長もですね、注視しながら対応してくれていると思いますが、仮にあの周辺の水の処置に対して汚染の恐れがあった場合にですね、速やかに市が対応しなければならないと思いますので、その点、市として副管理者である宮内市長はどのようにこの水処理の件について把握しているのか、再度確認をさせていただきます。

次に、旧旭市のごみ処理施設についても、これ解体は絶対やらなきゃならないものだと思っております。これは広域事業でやるわけですが、今回たまたま解体に及んだ段階で水処理問題が出たわけですが、それで、今後解体するにあたって、旭市さんの施設においても、今までこういう、施設の水のモニタリングをやったのでしょうか。匝瑳の場合、下の方でやって、出て対応したりして今まで処理したことがあるんですけども。旭市も、今後そういうことが考えられるので、事前のモニタリングが今まであったのかどうか、今後、事前にですね、そういうことも中継施設を踏まえて必要ではないかなと、私は心配の念を持っているわけであります。その点、対応が今後考えられるのか、お示しをいただきたいと思います。

次に、最終処分場についてであります。先ほどモニタリングコストについても、通常の質疑の中でございましたけども、管理運営費がですね、莫大に上がっているわけですよ。塩害処理も含めてですけども、これがですね、非常にこう疑念を持つ部分があると。その中で、管理運営当初、これまで5年で終了ということになっておりますけれども、ただ、前回はそうでしたけども、管理運業者がなかなか、本来であれば施工したクボタ系がとるのが通常なんですよね。ところが、そこじゃない、違う業者なんです。それでコストが嵩んでいるようにしか、私は思えないんですよ。よくあるパターンですけど、建設とかそういう管理運営業界は、安くたって後から今度上げてくっというのがパターンですから、それをやられちゃうときりがないわけでありまして、今後、先ほど、次の管理に対しても、おそらくね、300 有余万元のお金を投じて次の管理運営業務の中身を作っていくわけですから、そういうところ、もうちょっとオープンでですね、我々議員にも納得のいく説明ができるようにしていただきたいと思うんですが。今の段階で、先ほどの資料がないということで野口課長の方からは説明はできないわけでありますけども、方針としてですね、今後、そういうことをきちっと把握しながら、管理運営業務の管理コスト削減のためのことを、物価高騰に関してはしょうがないにしても、どう取り組んでいただけるかどうかの方針の返事だけは、環境施設課長、いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

とりあえず、以上で、私の初めの質問を終わります。

○議長（林 晴道君） 荻谷進一議員の一般質問に対する答弁を求めます。

宮内副管理者。

○副管理者（宮内康幸君） それでは、まず私からは、中継施設について、特に匝瑳のほうの取組についてお答えいたします。

御承知の通り、旧松山清掃工場の最終処分場につきましては、匝瑳市ほか二町環境衛生組合で、廃止となるまでの当然水の管理ということは、年度回数をちょっと失念しましたが、モニタリング等も定期的に行って問題がないことを確認しております。

また、その結果等につきましても、地元の皆様の説明会の機会を年1回設けておりますので、その場等で説明を行っておるところであります。

また、議会等でも、そこについては、以前、行木議長もその組合の議員として出席をされておまして、その点については御質問等でも毎回ですね、お伺いしながら、議員の皆さんにも説明等は行ってきたところであります。

以上です。

（何だや、もう俺一回目なのかな。誰も何も言わねえの）と呼ぶ者あり

○議長（林 晴道君） 引き続き答弁をお願いします。

（「もうちょっと答弁あってもいいかな」と呼ぶ者あり）

○議長（林 晴道君） 環境施設課長。

（「あれだけ言ってんのにな」と呼ぶ者あり）

○環境施設課長（野口能史君） それでは、東総地区クリーンセンターのコストの管理についてでございますが、基本的に物価改定等につきましては、契約書において、この物価動向に基づき、運営固定費、運営変動費について1年に1回改定を行っております。

しかし、市場の変動等によりまして改定に用いる指標が実態に整合しない場合は、発注者と受注者で協議を行うことができると規定されておりますので、現行の指標以外の指標が、それが適切かどうかを含めまして、その妥当性についてコンサルなどの助言を受けながら研究してまいります。

続きまして、鳥インフルエンザの処置に対しまして、運営事業者の負担かどうかということですが、通常、運営事業者の方は24時間体制で焼却処理の方を行っております。今回の鳥インフルの処理につきましては、クレーンで持ち上げて溶融炉に直投している方式を取っているのですが、この溶融炉への投入は、1時間に1回という制限がかかっております。よって、通常業務の範囲内で処理できていると運営事業者からは回答を得ております。

定期修繕に関しましては、今後、最初の年度から20年間を運営していただくわけですが、やはりそのコストに関しては、年度が経つほど老朽化によって発生するものと思われまますので、そこら辺は慎重に判断したいと存じます。

最終処分場の管理運営コストにつきましては、本年度においても脱塩処理を行っております。水処理の過程で副生塩という塩が発生するのでありますが、これにつきましては、現在は全量業者委託によって処理をしております。ただ、今後、他の自治体でも取り入れているんですが、副生塩の再利用というのを検討してまいりたいと思っております。例えば公園での除草など、そういったものに活用できないかというのを研究してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（林 晴道君） 中継施設課長。

○中継施設課長（菅野 治君） 私から旭市の旧ごみ処理場モニタリング数、お答えいたします。旭市運営時代にモニタリングを行っていたかどうか確認はできておりませんが、現在、組合で運営監視用にモニタリングは行っていません。

以上です。

○議長（林 晴道君） 環境施設課長。

○環境施設課長（野口能史君） 今日最終処分場での来年8年度以降での契約に向けた事務の一環としまして、現時点では、一般競争事後審査方式付き制限一般競争入札を考えているんですが、その際の仕様書等などにつきましては、できるだけ議員様の方に、……

（「開示、開示する」と呼ぶ者あり）

○環境施設課長（野口能史君） そうですね、制限の排除ができるだけオープンな形でお示ししたいと存じます。

以上でございます。

○議長（林 晴道君） 荻谷進一議員。

○8番（荻谷進一君） では、自席でそのまま座ったまま質問させていただきます。

まず、広域ごみ処理施設のコストについてですけど、先ほど、今まで施設のトラブルが、野口さん、相当多かったじゃないですか。それはもう一応一段落したのかな。はい、もう1回。

○議長（林 晴道君） 荻谷議員の質問に対し答弁を求めます。

環境施設課長。

○環境施設課長（野口能史君） 令和6年度に入りまして、施設のほうは安定して運営されております。

○議長（林 晴道君） 荻谷進一議員。

○8番（荻谷進一君） 1回さ、炉がおかしくて張り替えしたよね、去年か一昨年。あれのこと言ってんだ俺。定修でさ。要は一番困るのは、内部の張り替えとかで炉を止めなきゃしょうがないじゃん。なぜそういうのがわかるかっていうと、住金だから、そうなんだよね。年に1回定修をやってさ、炉を止めて全部一気に清掃と修繕をやるわけよ。だからそろそろもう5年経つからそういうことが考えられるんだけど、そういうことやった場合に、ほら、天災とかこういうね、鳥インフルとか色々あった場合に、炉を止められないじゃないですか。そういうことを計画的にやってるのかっていうことを、きちっと、コンサルじゃなくて、あなた方管理してる立場なんだから、こちらから、こういうことちゃんとやってんのかっていう確認をしてもらいたいと思うんだけど、やってないでしょ。今後やってもらいたいんだけど、いかがでしょう。

○議長（林 晴道君） 荻谷議員の質問に対し答弁を求めます。

環境施設課長。

○環境施設課長（野口能史君） 定期修繕に関しましては、実際定期的に行われておりまして、直近でも、炉のほうの防水工事というのをやったり、定期的には行われております。そういったものを日々、私どもの方は運営事業者から報告は受けておりますが、より専門的な分野のほうも勉強して対応できるようにしたいと存じます。

○議長（林 晴道君） 荻谷進一議員。

○8番（荻谷進一君） あんまり傷んでからやると費用が嵩むわけだね。で、その修繕に関する定修とか、いろいろ臨時の負担、いわゆる工事費はどういう負担でやる、実費でやる、それをちょ

っと教えといてもらいたい。

○議長（林 晴道君） 荻谷議員の質問に対し答弁を求めます。

環境施設課長。

○環境施設課長（野口能史君） ただいまの質問なんですが、ちょっと将来的に、どうするかというのはちょっと明確な回答できませんので、資料を作成しまして、後日報告させていただければと存じます。

○議長（林 晴道君） 荻谷進一議員。

○8番（荻谷進一君） 修理とかかかるのは、やっぱりほら、こっちに負担が大きくなると困るっていうのは私は思ってるわけです。それは、ね、10万円や20万円の額でないですから、下手したら何千万円、したら億単位の話になっちゃうわけですよ。そういうのは環境施設課長、よくわかってないとダメですよ。議会では答えられないと。後で連絡くださいね。いいですか。

次に、中継事業の件ですけども、今後、旭市さんも考えられるんです。さっきのモニタリングしてないということだったんですけど、管理者どうでしょう。事前にね。旭さんの方も今、ごみは入ってるわけじゃないですか、オープンで。そういうのを踏まえても、モニタリングする費用くらいは、もうこれ捻出してもしょうがないと思うんですよ、管理者。管理者、ご理解いただいて。ということも、事前にやっておいたほうが、後でお化けが出てきてまた騒ぐよりはいいのかなと思うんですが、その点、まあ管理者、副管理者は答えられなくても、局長、中継施設課長あたりが、ちょっと前向きに検討しますとかという答弁をいただきたいと思うんですが、局長、どうかな。

○議長（林 晴道君） 荻谷議員の質問に対し答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（高橋和宏君） 水質のモニタリングに対しまして、まず、旭市にそれをやったことがあるかどうか確認しまして、ない場合には、組合が今、中継施設使用してますので、組合の方でモニタリングをやりたいと考えております。

○議長（林 晴道君） 荻谷進一議員。

○8番（荻谷進一君） うちの場合は山間部のところにあるわけですけども、旭市さんは隣に新川という大動脈があるわけですね。それが流出した場合にとんでもない問題になる可能性があるわけであって、事前にそういうことをやっぱり防いでいかないとこれはまずいのかなと、今回、ある意味反省の面で伝えてるわけであります。管理者及び旭市長でありますから、そういうところは全てが広域事業でやってるわけですから、お互いに協力し合っただけでやるのがこの広域事業の糧でありますので、その辺も事前に調査を含めていただいた方がよろしいかと思っておりますので、答弁結構でございますので、管理者会議等で議論をしていただきたいと思っております。

最後に、最終処分場の件につきまして、コストは、先ほど野口さんがよくコンサルに聞いて、コンサル聞いてって、コンサルじゃなくて、やっぱりお金をかかることをある程度指摘をしていたいですね、やっていただかないとまずいと思うんですよ。そこは改めて、野口さん、勉強というか、やっぱりコスト高いのはなんでですかと、我々も議会で色々聞かれますよと。やっぱりそういう立場に立って説明をしてくれと一度言ってみてもらえますか。今回お願いします。

○議長（林 晴道君） 荻谷議員の質問に対し答弁を求めます。

環境施設課長。

○環境施設課長（野口能史君） コスト管理の視点から、運営事業者に対して厳しい視点でそういった内容を、コストに関わる内容について指摘してまいりたいと存じます。

（「確認だ」と呼ぶ者あり）

○環境施設課長（野口能史君） 確認したいと存じます。

以上です。

○議長（林 晴道君） 苅谷進一議員。

○8番（苅谷進一君） 最後に、登壇では言いませんでしたけども、最終処分場に関わる不法投棄問題について、先ほど来年度予算の中でも出てましたから、あまり申し上げなかったんですけど、ともかくですね、早くやらないと相手にお金払ってるものは逃げちゃいますからね。供託金積んでやるとか強行にはできないと思うんですけど、どのへんのスケジュール感で、きちっとやっていくかを早めに明確に弁護士と相談してくださいよ。弁護士さん、お金払えば早くやってくれるんですか、早い話が、ね、局長。その辺、ちょっともう一度弁護士さんとスケジュールも合わせて、いつまでにどうしていくか明確にさせていただけるよう、それを管理者にあげて、議会のほうに報告していただけるようお願いできますか。どうでしょう。

○議長（林 晴道君） 苅谷議員の質問に対し答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（高橋和宏君） 議案の中でも御説明したんですが、現在、弁護士と法的に可能な額を相談してるところでして、その相談が終わりましたら、弁護士のほうに鑑定意見書を作成していただきまして、それを法的根拠資料として請求額を算出します。

そのスケジュールのほうなんですけど、今、弁護士に鑑定意見書作成依頼をしてるところでして、ちょっと弁護士も年度末ということではなかなかそれができない状態です。なるべく早く作成して、請求額が出ましたら議員の皆さんにも説明会を開きまして、御意見を踏まえて、今後請求内容を精査して進めていきたいと思っております。

○議長（林 晴道君） 苅谷進一議員。

○8番（苅谷進一君） 弁護士の名前教えてくれるかな。それといつ依頼したの、これ。いつ依頼して、で、まだ年度末って。今からもう年度末の話したでは、始まんねえどえ。2月まだ中旬だっつうのに。どんな弁護士、それ。あれ、旭の弁護士だっけ。

○議長（林 晴道君） 事務局長。

○事務局長（高橋和宏君） 弁護士は鈴木康太弁護士といいまして、船橋市在住の弁護士になります。

（「いつ依頼したの」と呼ぶ者あり）

○事務局長（高橋和宏君） 環境のほうでフレコンバックの最後の不法投棄物産廃が処理が終わりまして、その額が決まりましたので、1月から弁護士と相談を始めました。

1月、2月と相談しまして、ある程度は事務局の考えは伝えておりましたので、あとはその弁護士の法的根拠の鑑定意見書の適用を待ってるところです。

○議長（林 晴道君） 苅谷進一議員。

○8番（苅谷進一君） 弁護士、スポット契約か顧問契約かどっち。

○議長（林 晴道君） 苅谷議員の質問に対し答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（高橋和宏君） 顧問契約ではなくてスポット契約で、1回いくらということに頼んでお

ります。

○議長（林 晴道君） 苅谷進一議員。

○8番（苅谷進一君） こっちはトラブルがあつて、議会でもって一般の民事とはまた違う面もあるから早くしてくれと。一回お願いしてくださいよ、ね。で、しょうがなかったらほかに替えればいいから。いくらでも弁護士いるんだからさ。そりゃやってくれますよ。その辺だけちょっと配慮していただけるようお願いします。

一応多々質問ありましたけど、これで一般質問終わります。

ありがとうございました。

○議長（林 晴道君） 苅谷議員の一般質問を打ち切ります。

以上で通告のありました一般質問は、全部終了いたしました。

これにて一般質問を終結いたします。

会議は途中ですが、ここで午後4時25分まで休憩いたします。

午後4時18分 休憩

午後4時25分 再開

○議長（林 晴道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境施設課長。

（「何の件ですか」と呼ぶ者あり）

○環境施設課長（野口能史君） 最終処分場の管理運営モニタリング業務の来年度予算に関わる、この追加分の説明をさせていただきます。通常業務に加えまして、来年8年度以降の契約事務のということで委託をするわけですが、その金額につきましては、466万円……。すみません、改めまして資料で提出させていただきます。

○議長（林 晴道君） 暫時休憩をいたします。各自自席でお待ちください。

午後4時26分 休憩

午後4時26分 再開

○議長（林 晴道君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9 討論、採決

○議長（林 晴道君） 続いて日程第9、討論、採決を行います。

議案第1号から議案第6号までに対する討論の事前通告はありません。

これより直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 晴道君） 御異議なしと認めます。

よって、これより採決に入ります。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（林 晴道君） 全員賛成であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 令和7年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（林 晴道君） 全員賛成であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 令和7年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（林 晴道君） 全員賛成であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 令和7年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（林 晴道君） 全員賛成であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 令和6年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（林 晴道君） 全員賛成であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（林 晴道君） 全員賛成であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第10 閉会

○議長（林 晴道君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これにて令和7年3月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

本日は大変お疲れ様でございました。

午後4時31分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年2月19日

東総地区広域市町村圏事務組合議会 議長 林 晴 道

議 員 宮 澤 芳 雄

議 員 苅 谷 進 一